

飲食店や給食施設などで調理業務に
従事している調理師は

調理師業務従事者届 を出しましょう

平成24年12月31日

現在の状況を

平成25年1月15日までに

A（届出先：各都道府県で記入）に
届け出

飲食店や給食施設などで調理業務に従事している調理師は、調理師法第5条の2に基づき、氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、2年ごとにその就業地の都道府県知事に届け出ることが義務づけられています

厚生労働省

●照会先： B（照会先：各都道府県で記入）